



福岡県医第 903 号（地）
平成 21 年 8 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
（ 公 印 省 略 ）

肝炎治療特別促進事業について

標記事業につきましては、平成 20 年 4 月 1 日から実施され、貴会並びに会員各位に事業の円滑な実施についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

本事業における受給者証の有効期間の始期については、平成 21 年 3 月 31 日まで、実施要領において、「原則として診断書に記載される治療開始予定日若しくは所管保健所等受理日の属する月の初日のうち、いずれか遅い日」と規定されておりましたが、平成 21 年 4 月 1 日の一部改正により、「原則として所管保健所等受理日の属する月の初日」と変更されております。

また、有効期間変更届けの提出により、有効期間の始期を治療開始日ではなく入院初日等へ変更することが承認されておりましたが、今回の改正に合わせて、有効期間変更届の様式を廃止し、有効期間の始期を原則変更出来ないこととする旨、福岡県保健医療介護部より周知徹底の依頼がありましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【福岡県肝炎治療特別促進事業実施要領】（平成 21 年 4 月 1 日改正）

第 4 条 肝炎インターフェロン治療受給者証の交付等について

3 受給者証の有効期間

受給者証の有効期間は 1 年とし、原則として所管保健所等（政令市を含む。以下「保健所」という。）受理日の属する月の初日から起算するものとする。また、受給者証の更新は認めないものとする。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

「公印省略」

21健第713号
平成21年5月19日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(健康増進課疾病対策係)

肝炎治療特別促進事業について

本県の保健医療介護行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、平成20年4月1日より実施しておりますが、標記に係る受給者証の有効期間の始期は、原則変更出来ないこととなっておりますので、再度福岡県医師会会員医療機関への周知をお願い致します。

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部健康増進課
疾病対策係

TEL: 092-643-3267